

(別紙3)

令和4年度鳥取県庁インターンシップにおける新型コロナウイルス感染症対策

(令和4年7月7日)

インターンシップにより実習を行う学生は、新型コロナウイルス感染症対策として以下事項の徹底をお願いします。事前に遵守できる内容であるかご確認の上、申込みいただくようお願いします。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況等により内容を急遽変更する可能性もあります。

1 共通

【実習開始前】

- 実習開始の2週間前から体調管理を徹底してください。
- 実習開始の1週間前から会食など感染リスクの高い行動を控え、繁華街や人混みをさけるなど密閉、密集、密接を回避してください。

【実習期間中】

- 感染防止対策（マスクの着用、手指の洗浄や消毒など）を徹底してください。
※原則、不織布マスクの着用をお願いします（事情により難しい場合は事前にご相談ください）。
- 毎朝体温を確認し、発熱（37.5℃以上など）がないことを確認した上で参加してください。
- 次のいずれかに該当する場合、参加することができません。
 - ・発熱、咳・呼吸困難・全身倦怠感・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・味覚又は嗅覚の異常・目の痛み・結膜の充血・頭痛・関節痛・筋肉痛・下痢・吐気・嘔吐の症状がある場合
 - ・現に新型コロナウイルス患者（無症状病原体保有者も含む）である場合
 - ・濃厚接触者と判断され、保健所から不要不急の外出を控えるよう要請されている期間中である場合
 - ・その他、保健所から外出を控えたり体調に注意するよう依頼されたりしている場合

【実習終了後】

- 実習終了後4日以内に、新型コロナウイルス陽性となった場合、受入所属先の所属長又は県庁人事企画課に連絡してください。

2 県外の学生の方

- 県外から参加する場合、来県前（3日以内を目途）の適切な時期にPCR検査で陰性を確認した上で参加してください。
※陰性証明書等は不要ですが、検査を受けたことがわかる記録は大切に保管してください。

<参考>内閣官房「各都道府県の無料検査事業サイト」 (https://corona.go.jp/free_inspection/)